

新たに豊岡市社会教育基本計画を策定

～「学びや活動による『自分づくり・生きがいくくり・つながりづくり・まちづくり』の推進」に向けて～

市では、市の社会教育をより一層推進するため、市の社会教育のめざす姿や社会教育行政が果たす役割を示す「豊岡市社会教育基本計画」を新たに策定した。

1 策定の背景

- (1) 市では、これまで社会教育という広い枠組みの中で、文化芸術、スポーツ、地域コミュニティ分野など個別の計画等に基づき、様々な施策に取り組んできたが、市の社会教育がどの方向に向かうのか、何をめざすのかといった方向性を定めたものがなかった。

- (2) 一方で、国の中央教育審議会及び生涯学習分科会から以下の答申及び方向性が示された。

ア 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(答申)
(2018年12月)

地域における社会教育の意義と果たすべき役割として、「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」と、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育の実現」が示された。

イ 第10期中央教育審議会生涯学習分科会(2020年9月)

「生涯学習・社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものであり、その要となるのが、学びの場を通じた住民相互の「つながり」である。この「つながり」が、新しい時代の生涯学習・社会教育の鍵となる」と示された。

ウ 第11期中央教育審議会生涯学習分科会(2022年8月)

生涯学習・社会教育が果たしうる役割として、①ウェルビーイングの実現、②地域コミュニティの基盤構築、③デジタル社会への対応、④社会的包摂の実現が示された。

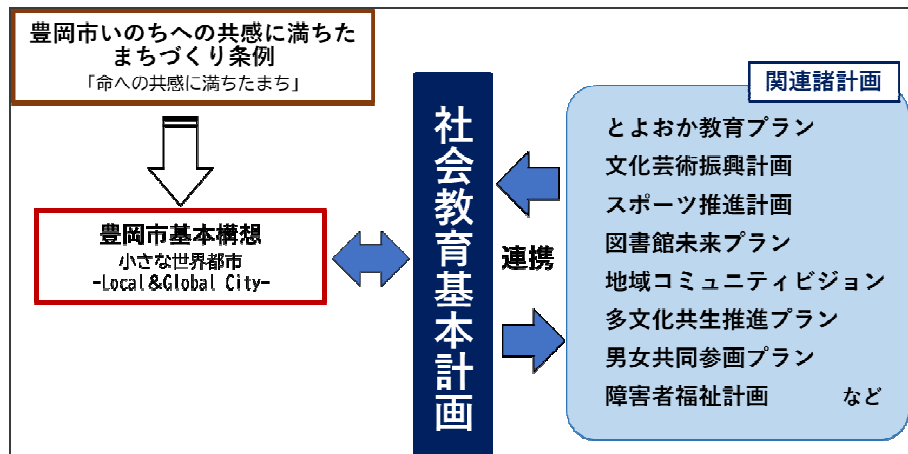
- (3) 近年、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化の進展、生活環境やライフスタイルが急速に変化している。本市においても、住民の意識や価値観の多様化、地域とのつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は変化しており、社会情勢の変化等に対応した社会教育を進めていく必要がある。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、本市の社会教育関連施策の指針とする。

社会教育を含む関連諸計画等と連携を図りながら、社会教育関連施策を総合的に推進する。



(2) 基本理念

学びや活動による

『自分づくり・生きがいがづくり・つながりづくり・まちづくり』の推進

《解説》

本市においては、社会教育の意義や果たすべき役割として、以下の4つを位置づけ、基本方針の柱とした。

- ・地域住民一人一人が学びや活動を通して、自分らしさや個性を発揮できる「自分づくり」
- ・地域住民の学びや活動から生じる喜びや活力によりもたらされる「生きがいがづくり」
- ・地域住民の学びや活動を通して、住民相互が育む信頼や連帯を基礎にした「つながりづくり」
- ・地域住民の学びや活動がまちの課題解決や活性化につながる、活力ある「まちづくり」

本計画では、「社会教育」を基盤とした「自分づくり・生きがいがづくり・つながりづくり・まちづくり」を進めるとともに、活力あるまちとなるよう学びや活動の「好循環」が生まれることをめざす。

ア 社会教育行政の役割

(7) 学びや活動の環境づくり

社会や個人の変化に敏感でありつつ、地域の状況を踏まえながら、地域住民それぞれが「自分づくり・生きがいがづくり・つながりづくり・まちづくり」に取り組めるよう、多様な学びと活動を支援する。

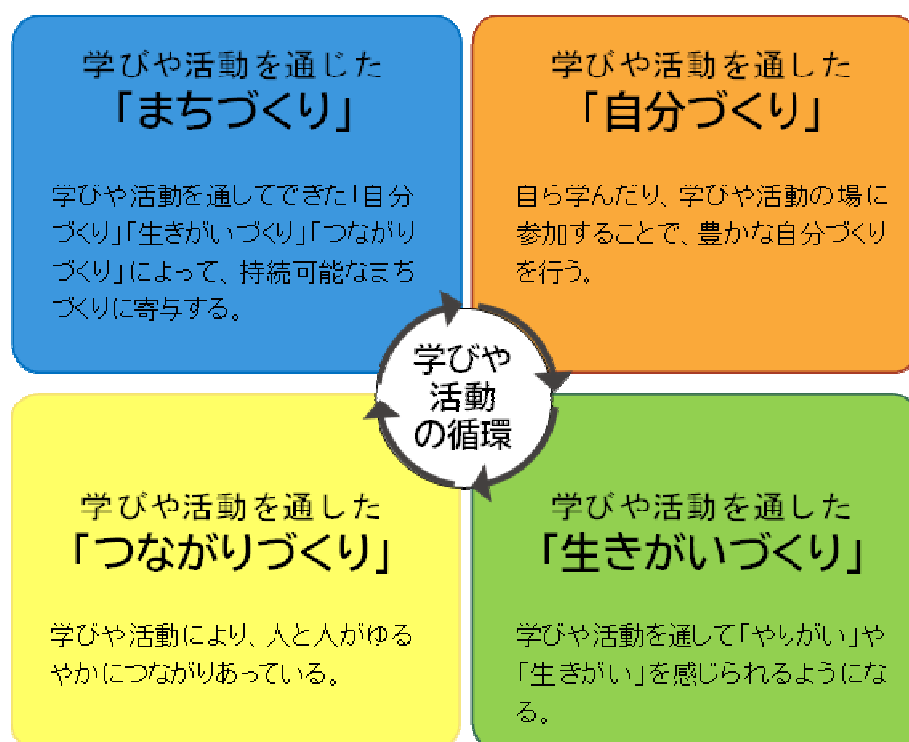
(イ) すべての人のウェルビーイングの実現

学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、情報提供や仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

(ウ) 社会的包摂の実現

学びや活動に参加しにくい状況にある人や学びや活動から疎遠になっている人たち、学びたくても学べない人たちなど誰一人取り残されることのない社会的包摂の実現に向け、情報提供や啓発とともに様々な学習機会の提供に努める。

(3) 基本方針



(4) 施策の方向性

- ・ 情報提供、情報発信の充実を図る。
- ・ 多様なニーズに対応した学びや活動の機会の充実を図る。
- ・ 社会情勢の変化等に対応した学びや活動の機会を検討する。
- ・ 地域住民の学びの場となる社会教育施設等は利用しやすい環境を整える。
- ・ 学ぶもの同士が交流できるような機会の創出に努める。
- ・ 学びや活動の成果を生かせる仕組みづくりを検討する。
- ・ 地域にある各種団体等の活動の支援を行う。
- ・ 多様な機関、団体等との連携を進める。

施策の実施にあたっては、ニーズとその必要性を精査し、取組を進めていく。

(5) 計画の期間

2024 年度～2028 年度（5 年間）

3 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の理念について、地域住民への理解促進を図り、情報共有に努め、市全体で取組を進める。

行政と地域住民、地域、家庭、学校、さらに、社会教育関係団体、青少年団体、NPO 法人、大学、企業など、多様な主体と連携・協働しながら施策の展開を推進する。

ア 庁内推進体制の強化

教育委員会（社会教育課）が中心となり、庁内で情報共有を行い、関係部署との連携を強化する。

イ 推進会議（仮称）の設置

施策等に対する意見等を聴き、効果的な施策の展開を行うため、社会教育・学校教育・関係団体・保護者・学識経験者等で構成される会議（委員会等）を設置する。

(2) 進行管理

本計画に基づく施策の実施状況については、各事業の所管課が事業等の点検・評価（自己評価）をまとめ、社会教育課がその成果と課題を把握し関係部署と情報共有を行いながら施策を進めていく。

4 豊岡市社会教育基本計画策定委員会委員長のコメント

きよくにゆうじ
清國祐二氏（大分大学大学院教育学研究科教授）

学びや活動による「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」という循環を想起させる豊岡市の社会教育の理念は、策定委員の実感から紡ぎ出されたものである。地域住民一人一人が主役であればこそ、活気溢れるまちが表現されている。

一方、私たちを取り巻く社会や時代の変化は急激であり、そのスピードに翻弄されている。それに対応しようと整備されてきたものが関連諸計画である。社会教育基本計画は、これら諸計画と連携を図りながら、「ひと」と「まち」を豊かで幸せ（ウェルビーイングの状態）にしようとするものである。

教育とは人が未来を創る営みを支えるものである。今回の理念が行政のみならず、まち全体に広がることを切に願う。

《参考》策定経過

1 豊岡市社会教育基本計画策定委員会

学識経験者2人、教育関係者1人、各種関係団体・機関関係者7人の計10人で構成する策定委員会を設置

	日 付	内 容
第1回	6月16日（金）	委員委嘱、計画策定の概要説明、策定スケジュールの調整
第2回	8月21日（月）	関連諸計画の現状と課題の共有、社会教育基本計画の方向性について協議
第3回	12月22日（金）	社会教育基本計画（素案）について協議
第4回	3月4日（月）	社会教育基本計画（案）について協議
第5回	5月23日（木）	社会教育基本計画（案）について最終協議

2 庁内検討部会

庁内関係部署（学校教育、文化芸術、スポーツ、地域コミュニティ、多文化共生、人権教育、障害福祉、図書館、社会教育・生涯学習）職員の9人で構成する部会を設置

	日 付	内 容
第1回	6月5日（月）	各課の取組及び課題について共有
第2回	10月26日（木）	社会教育基本計画の方向性について意見交換
第3回	3月27日（水）	社会教育基本計画（案）について意見交換

3 パブリックコメントの実施

2024年4月17日～30日にかけてパブリックコメントを実施（意見提出：5人、14件）

4 社会教育講演会の開催

(1) 目 的

社会教育の現状やこれからの社会教育のあり方について理解を深めるため講演会を開催

(2) 日 時

2023年6月16日（金）午後2時45分～4時

(3) 場 所

豊岡市役所本庁舎3階庁議室

(4) 内 容

ア 講師 清國祐二氏（大分大学大学院教育学研究科教授）

イ 演題 地域づくりにつなぐ社会教育の役割

〔問合せ〕 教育委員会社会教育課 TEL0796-24-8113（直通）